

## 学生防犯ボランティア団体表彰選考基準

選考委員会は、学生防犯ボランティア団体表彰要綱第5条に基づき、次の要領で、被表彰団体を決定する。

### 1 表彰団体数

表彰団体数は、原則2団体とする。

### 2 選考の着眼点

- (1) 団体の活動を継続させる方法を工夫している。
- (2) 新規部員の募集、後輩の育成において特長がある。
- (3) 防犯効果を上げるための工夫を加えた活動を展開している。
- (4) 学生の特性を生かし、若者らしいアイデアで防犯活動を展開している。
- (5) 地域コミュニティと連携し、地域における自主防犯活動の活性化に貢献している。
- (6) (1)から(5)以外の点で優れた特長を有している。

### 3 選考方法

選考は、次の方法で行う。

- (1) 各選考委員が、上記2の着眼点に基づき、5点を最高得点とする評価（0～5点）を行い、各委員の得点を合計した総得点の上位団体を選定する。
- (2) 被表彰団体の総得点と同点の場合等選定に当たって疑義が生じたときは、選考委員の合議により決定する。